

東京アプリ普及促進パートナー登録制度実施要領

(制定) 令和 8 年 10 月 28 日付 8 デ戦企第 172 号

(目的)

第 1 条 この要領は、東京都公式アプリ（以下「東京アプリ」という。）の普及を、企業等と連携して進めることにより、東京アプリの普及に向けた取組の輪を広げるとともに、その普及促進に資する活動に取り組む主体を「東京アプリ普及促進パートナー」として登録するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要領において、「東京アプリ普及促進パートナー」とは、東京都（以下「都」という。）とともに東京アプリの普及促進に資する活動に取り組む企業等のうち、第 5 条第 1 項の参加登録の通知を受けたものをいう。

(参加の申請)

第 3 条 東京アプリ普及促進パートナーへの参加を希望する企業等（以下「参加希望者」という。）は、都が別に定める様式を提出することにより参加の申込みを行う。

(欠格条項)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当するもの（当該企業等の構成員も含む。）は東京アプリ普及促進パートナーの登録を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）第 33 条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 拘禁刑以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、拘禁刑以上の刑に処せられ

その執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 197 条から第 197 条の 4 までの罪又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 1 条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から 5 年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

八 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

九 税法（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条から第 72 条の 64 までに規定する事業税に係る規程）並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年条例第 215 号）第 57 条に規定する建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止に係る規程に違反してから 5 年を経過しない者

十 都の指名停止措置を受けている者

十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為及びそれらを助長する行為を行う者

十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

十三 政治、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人である者

（登録要件）

第 5 条 都は、参加希望者が、次の各号のいずれかに該当する者であることを確認し、参加を認める場合はその登録を行うこととし、当該参加希望者に対し参加登録を通知する。

一 次に掲げる要件の全てを満たす者

ア 本要領の内容について同意した者

イ 東京アプリ普及促進に資する取組を行う予定であることを確認できる者

ウ 都内に事業場を持つ者

エ 次のいずれかに該当する者

（ア）都内に不特定多数の者が来店する店舗面積 1,000 ㎡を超える店舗を有すること。なお、店舗面積とは小売業を行うための店舗の用に供する床面積をいう。

（イ）都内に不特定多数の者が来店する店舗を 10 店舗以上有すること。

（ウ）（ア）又は（イ）に準ずる規模の都民との接点を有し、東京アプリの普及促進に資する取組を継続的かつ効果的に実施できると都が認めること。

二 都とワイドコラボ協定を締結している者であって、前号に掲げるア及びイの要件を満たす者

2 東京アプリ普及促進パートナーの登録期間は、前項の東京アプリ普及促進パートナーの

参加登録の通知を受けた日から、通知を受けた日の属する年度の末日までとし、都からの通知がない限り、1年を単位として自動的に更新されるものとする。

（参加企業等の活動内容）

第6条 前条第1項の参加登録の通知を受けた東京アプリ普及促進パートナー（以下「参加企業等」という。）は、第1条の目的を達成するため、都内の様々な場面において、都民等に対し、次の各号に掲げる取組その他東京アプリの普及促進に資する取組を行うものとする。

- 一 東京アプリに関する情報発信及び普及啓発
- 二 店舗、事業所、イベントその他の場における東京アプリの紹介
- 三 スマートフォンの操作に不慣れな方を含む都民への利用支援又は相談機会の提供
- 四 東京アプリを活用した都の事業、キャンペーン等への協力
- 五 その他、都と参加企業等が連携して行う東京アプリの普及促進に資する取組

2 参加企業等は、前条第1項の参加登録の通知の受領後、東京アプリ及び東京アプリ普及促進パートナーのロゴマーク等（以下「ロゴマーク」という。）を無償で使用する事ができる。

3 参加企業等は、前項のロゴマークの使用に当たっては、都が別に定める要領及びガイドラインを遵守するものとする。

4 都は、参加企業等に対し、ロゴマークの使用状況について報告を求めることができる。

（都の活動内容）

第7条 都は前条の参加企業等の名称、東京アプリの普及促進に資する取組の内容、その他活動の状況をホームページ等に掲載し、広く周知することができる。

（参加登録の取消し）

第8条 都は、参加企業等が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の参加登録を取り消すことができる。

- 一 第5条第1項の登録要件を満たさなくなつたと認められるとき。
- 二 東京アプリ等のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 三 他の参加企業等又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 四 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- 五 第6条第3項に基づき定めたロゴマークの使用に係る要領及びガイドラインに違反したとき。
- 六 虚偽の申込みを行ったとき又は虚偽の申込みの疑いがあると認められるとき。
- 七 第9条に定める禁止事項に該当するとき。
- 八 参加企業等より取消しの申し出があつたとき。

九 その他都が必要であると認めるとき。

2 第1項の規定により参加登録を取り消された者は、取消しの日からロゴマークを使用することはできない。

3 都は、第1項の規定により参加登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(禁止事項)

第9条 参加企業等は、東京アプリ普及促進パートナーとしての活動に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 都が参加企業等又はその商品若しくはサービスを推奨し、保証し、又は認証していると誤認させる表示を行うこと。

二 東京アプリ又はロゴマークを、政治活動若しくは宗教活動に利用し、又は法令若しくは公序良俗に反する目的で利用すること。

三 東京アプリの利用者その他の第三者に対し、不当な勧誘、誤認を招く表示その他不利益を与える行為を行うこと。

四 都、他の参加企業等又は第三者の知的財産権、個人情報、プライバシーその他の権利又は利益を侵害すること。

五 その他、都が不適切と認める行為を行うこと。

(非保証・免責事項)

第10条 本事業は、参加企業等及び参加企業等が行う東京アプリ普及促進に資する取組以外の活動について、都が推奨を行うものではない。

2 本事業は、参加企業等が「東京アプリ」という名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性、適法性を保証するものではなく、参加企業等の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(所管)

第11条 「東京アプリ」に係る事務は、東京都デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル企画調整課が所管する。

(個人情報の取扱いについて)

第12条 都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）又は個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の規定に基づき収集する個人情報を適正に管理する。

(要領の改定)

第13条 本要領は、都により、必要に応じて事前の通知なく改定することができる。

2 本要領の改定により企業等に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第14条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第15条 本要領に定めるもののほか、東京アプリ普及促進パートナーの運営等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附 則（令和8年10月28日付8デ戦企第172号）

この要領は、令和8年10月28日から施行する